

平成 30 年 6 月

再生可能エネルギー発電設備の系統連系申込みに伴う 工事着手条件の変更について

平素は弊社事業に対し格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

再生可能エネルギー発電設備の系統連系申込みに伴う工事着手条件を下記のとおり変更いたしました。

つきましては、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

記

1. 概要

再生可能エネルギー発電設備の系統連系申込みに伴う工事着手の条件を「工事費負担金入金」および「特定契約の成立」としておりましたが、特定契約成立後、早期に連系したいというご要望が多いことを踏まえ、工事着手の条件を「工事費負担金入金」のみに変更することとしました。

なお、工事後に申込みの取下げまたは変更された際には工事に要した費用の損害賠償請求に応じていただく可能性がございますので、申込みの取下げには十分ご留意いただきますようお願いいたします。

2. 適用開始時期

平成 30 年 6 月 27 日（水）接続契約締結分より適用いたします。

以上